

「いじめ防止対策推進条例(素案)」 なだりに対する意見を募集します

25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するために、基本理念、国や地方公共団体などの責務、いじめの防止などのための基本方針の策定について定められました。

市では、この法律の趣旨に基づき「東久留米市いじめ防止対策推進条例(素案)」または「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針(素案)」と明記し、住所・氏名・年代(例「40代」)ご意見(書式は自由)を記入の上、〒2003-8555、市役所指導室指導係宛て郵送、ファクス(470・7

811)または電子メールのhidol@city.higashikurume.lg.jp)で送信してください。
※電話や来庁による口頭のご意見はお受けできません。
【注意】お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き要約し、後日、市ホームページで公開します。提出書類の返却やご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
詳しくは同係 ☎470・7811へ。

27年度～30年度に 市立小学校で使用する教科書が 決まりました

8月1日の教育委員会において、来年度から市立小学校で使用する教科書を下表の通り採択しました。
詳しくは指導室 ☎470・7811へ。

種目	発行者
国語	東京書籍
書写	光村図書出版
社会	東京書籍
地図	帝国書院
算数	東京書籍
理科	東京書籍
生活	大日本図書
音楽	教育出版
図画工作	日本文教出版
家庭	東京書籍
体育	学研教育みらい

9月2日(火)から 東京都シルバーパスの 更新手続きを始めます

現在シルバーパスをお持ちの方には、8月下旬に東京バス協会から「シルバーパス更新手続きのご案内」が送付されました。内容を確認の上、下表の会場に必要書類を持参し、手続きを行ってください。

【対象】都内に住所を有する満70歳以上の方

【費用】次の通り

①26年度の住民税が「課税」の方 2万5100円

②26年度の住民税が「非課税」の方 10000円

③26年度経過措置対象の方 10000円

※26年度の住民税が課税でも、次のいずれかに該当する場合は、10000円でパスを発行します。

▼25年の合計所得金額が125万円以下の方

▼17年度の住民税が非課税であったことにより、25年度経過措置を受けた方

【必要書類】次の通り

▼シルバーパス更新申込書

▼現在使用中のパス

▼本人確認書類(保険証または運転免許証)

※上記費用の②に該当する方は次のいずれかを追加

(ア)「26年度介護保険料納入(決定)通知書」の所得段階区分欄に「5」の記載があるもの

(イ)「26年度介護保険料納入(決定)通知書」の所得段階区分欄に「5」の記載があるもの

(ウ)「26年度住民税課税証明書」

【注意】前記(ア)・(イ)は、6月以降に介護福祉課から送付した「本決定通知書」をご用意ください。「仮決定通知書」は使えません。なお、(ア)・(イ)は再発行できません。

(イ)・(オ)は、課税課(市役所2階)で発行しています(有料)。(ウ)は、「生活扶助」を表す記載があるものの助を必ず記載があるもの

会場	開設日	開設時間
市役所1階特設会場	9月16日(火)～19日(金)、22日(月)、24日(水)～26日(金)、29日(月)	午前10時～午後4時
浅間町地区センター	9月5日(金)	
西部地域センター	9月8日(月)～10日(水)	午前10時～午後4時
南部地域センター	9月11日(木)・12日(金)	
東部地域センター	9月2日(火)～4日(木)	

※上記の会場では、「更新」のみ受け付けます。「新規」のシルバーパスの発行は受け付けていませんので、ご注意ください。

新しい乳・子医療証を 送付します

所得超過について

市で所得状況の確認ができる方および医療証の現況届を提出した方には、10月1日から使用する乳幼児医療費助成(乳・子医療証)の新しい医療証(若草色)を9月末までに郵送します。現在使用中の医療証は、引き続き有効です。

証(淡いオレンジ色)は、10月1日以降に、子育て支援課(市役所2階)へ返却してください。

現況届が未提出の方は医療証の交付が受けられなくなり、至急提出をしてください。

9月分は「自殺防止」東京キャンペーン

9月分は「自殺防止」東京キャンペーンを展開しています(左表参照)。この機会に普段抱えている悩みや不安を話してみませんか。

詳しくは都福祉保健局保健政策課自殺総合対策担当 ☎03・53320・4310へ。

市内では、年間20人～30人の方が大切な命をなくしており、自殺は身近にある問題と言えます。自殺に至る多くの方に「こころの不調」がみられます。あなたの家族や友人

子(義務教育就学児医療費助成制度)所得制限 限度額表

※26年度(25年度中)所得で判定。

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万円3,000円
1人	660万円	875万円6,000円
2人	698万円	917万円8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円1,000円

収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額。判定は所得額で行い、収入額は用いません。

- ※所得制限額に加算する金額
- ◎老人扶養親族1人につき 6万円
 - ◎5人目以降1人増すごとに 38万円
- ※年少扶養(16歳未満)も扶養親族の数に換算。
- ※所得額から控除できる金額
- ◎社会保険料相当額 一律8万円
 - ◎雑損、医療費、小規模企業共済等掛け金控除相当金額
 - ◎障害者控除額 (普通)27万円(特別)40万円
 - ◎寡婦・寡夫控除額 (普通)27万円(特別)35万円
 - ◎勤労学生控除額 27万円

【申請に必要なもの】①対象児童の健康保険証の写し②認め印③26年1月2日以降に東久留米市に転入した方は「26年度所得証明書」詳しくは同係 ☎470・736へ。

都のキャンペーン事業【特別相談の実施】

- 東京都自殺相談ダイヤル
～こころのいのちのほっとライン～
9月8日(月)～12日(金)(5日間とも24時間)
☎0570・087478
- 自殺予防のいのちの電話
9月10日(水)午前8時～11日(木)午前8時(24時間)
☎0120・738・556(毎月10日、フリーダイヤル)
- 54時間特別相談
9月6日(土)午前0時～8日(月)午前6時
☎0120・58・9090(東京自殺防止センター)
- 自死遺族のための電話相談
9月6日(土)～8日(月)午前10時～午後10時
☎03・3261・4350(全国自死遺族総合支援センター)
9月9日(火)～12日(金)午前10時～午後10時
☎03・3796・5453(グリーフケア・サポートプラザ)
- 多重債務110番
9月1日(月)・2日(火)午前9時～午後5時
☎03・3235・1155(東京都消費生活総合センター)

公共下水道工事のお知らせ

9月下旬～27年11月下旬の間、新川町一丁目2番～大門町一丁目1番先の区間(下図参照)で下水道管渠敷設工事を行います。工事は、地上から縦穴を掘る立坑以外は、地下を掘り進む推進工法を採用し、地上の道路や家屋に影響の無いよう細心の注意を払って行います。

【工事内容】平成26～27年度第四処理分区管渠築造工事

【作業時間】午前9時～午後6時(予定)

【工事に伴う通行止め区間】新川町一丁目1番先の市道



【会場】わくわく健康プラザ 1階入口ホール
00222へ。

【日時】9月1日(月)～30日(火)

【内容】①自殺予防のパネル展示②関連図書展示③自殺予防やうつ予防に関するリーフレット類の配布

詳しくは健康課 ☎477・00222へ。

新規手続き

新規にシルバーパスの発行を希望する方は、右表の更新臨時会場では取り扱いはしていません。新規手続きについては、広報10月1日号でお知らせします。

詳しくは東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03・5308・6950(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)へ。